

# (1) 生徒心得

本校生徒は学校内外を問わず、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって、学業に励み、徳性を磨き、友愛の精神を忘れることなく、心身ともに健全で将来有為な社会人としての教養を高めることに努力するものである。

## 1 服装・頭髪

服装は生徒としてふさわしい端正なものを用い、質素で清潔であるように心掛ける。

### (1) 男子の服装

- ア 校章 左襟につける。夏のカットシャツには左胸に付ける。
- イ 服 (冬) 黒のサージ、詰め襟、長ズボン、学校指定の金ボタン5つのもので、標準型学生服認証マーク入りとする。カラーを着用する。制服を脱いだ時は、白カットシャツを着用していること。  
(夏) ズボンは冬服と同様、上衣は白無地のカットシャツ、半そで開襟シャツも可。シャツのすそはズボンの中に入れる。
- ウ 靴 下 ソックスは白、黒、濃紺色とする(ワンポイント可)。
- エ 通学靴 背の高い靴や大型の靴は下足箱に入らないので避けること。
- オ 上履き 学校指定のものを用いる。

### (2) 女子の服装

- ア 校章 左胸に付ける。夏のカットシャツには左胸に付ける。
- イ 服 (冬) 規定の制服で、上衣・カットシャツ・スカートの組み合わせを用いる。  
(春秋) ベスト・カットシャツ(開襟シャツも可)・スカートの組み合わせを用いる。  
(夏) 開襟シャツ又はカットシャツとスカートの組み合わせを用いる。
- 上 衣 濃紺のサージ、背広型で剣襟、ダブルの4つボタン、左胸に箱ポケット、ボタンは所定のものに限る。
- スカート 学校指定のものとする。(ひだ28本、色、生地は上衣に同じ)スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ベスト 合服用として用いる。色・生地は上衣に同じ。前あき、V字型3つボタン、丈はウエストが十分に隠れる長さとする。
- シャツ 白無地のカットシャツで角襟、白ボタン、飾りなし。半そでの開襟シャツも可。
- ウ 靴 下 ソックスは白、黒、濃紺色とする(ワンポイント可)。ストッキングは無地のベージュのものを用いる。冬季用のタイツは黒無地を着用すること。また、冬季用のタイツ着用時に靴下をはく場合は黒無地とする。
- エ 通学靴 背の高い靴や大型の靴は下足箱に入らないので避けること。
- オ 上履き 学校指定のものを用いる。

### (3) 防寒着

- ア 制服の上に着る防寒着(コートやブルゾンなど)は、華美でない品位あるものとする。
- イ セーター類は、濃紺色または黒色とし、上着から出ないように着用する。
- ウ ファッション性、装飾性が高いなど本校の生徒の着用として不適切だと判断されるものについては認めない。

### (4) 頭 髪

男女とも清楚を旨とし、パーマメントなどの加工、染髪はしない。

## (5) その他

- ア 制服は変形して着用しない。
- イ アクセサリー類、ピアス、マニキュア、化粧（眉そり）などは認めない。
- ウ (1)(2)については、性別によらず、どちらの服装でも選択することができる。

## 2 運転免許

二輪車・自動車等の運転免許を取得しない。ただし、3年生では就職等で必要と認められた時は3年の授業日終了後、自動車学校への入校を認めることがある。

## 3 持ち物

- (1)授業中のスマートフォン等の使用は教員が認めた場合に限る。
- (2)有害な物品・図書は校内に持ち込まない。

## 4 許可願及び諸届出

下記の場合は、速やかに届け出る。

- (1)許可を必要とするもの
  - ア 自転車通学をする場合
  - イ 校内での文書の掲示・配布する場合
  - ウ アルバイトを希望する場合（原則、認めていませんが、特別な理由がある場合は申し出てください）
  - エ 下宿をする場合
  - オ 外出をする場合
  - カ 学割を希望する場合
- (2)届出を必要とするもの
  - ア 交通事故及び問題行動の発生した場合
  - イ 物品の遺失、拾得、盗難があった場合
  - ウ 校舎、校具の破損をした場合
  - エ 校内において異常を発見した場合
  - オ 身分証明書を紛失した場合
  - カ 学校生活を送る上で、事前に配慮が必要な場合

## 5 その他

事情があり、上記規定によることができない場合は、事前に担任又は生活充実部に申し出て、許可を得ること。

## 付 則

- この規程は平成10年 1月14日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成10年12月 9日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成13年12月11日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成17年12月15日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成20年 4月 1日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成25年 4月 1日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成28年 4月 1日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成28年11月 1日より一部を改正し、施行する。
- この規程は平成31年 4月 1日より一部を改正し、施行する。
- この規程は令和 2年 4月 1日より一部を改正し、施行する。